

勧告の流れ

- 1 第 19 条の知事による助言又はあっせんの実施
- 2 差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく助言又はあっせんに従わない
- 3 知事は、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく助言又はあっせんに従わないとき、当該者に対して、必要な措置をとるよう第 21 条により勧告することができる
- 4 知事は、第 21 条の勧告を行う場合、あらかじめ、勧告の対象となる者又はその代理人から第 22 条に基づき意見を聴取

ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、意見の聴取を行わないで勧告することができる

- 5 知事は、第 22 条の意見の聴取の期日や場所などの事項を、勧告の対象となる者に対して通知
- 6 意見の聴取に関する通知を受けた者は、代理人を選任することができる、その場合は代理人選任を知事に届出
- 7 意見の聴取に関する通知を受けた者又はその代理人は、病気その他やむを得ない理由がある場合は、知事に対し、意見陳述日時等の変更を申し出ることができる

- 8 意見の聴取に関する通知を受けた者又はその代理人は、意見の陳述の期日に出向いて意見を述べ、証拠書類等を提出。

または、

意見の陳述の期日に出向くことに変えて、意見書及び証拠書類等を提出

- 9 意見の聴取を経て、依然として勧告が必要であると判断した場合、知事による勧告の実施